

大津市一時預かり事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく一時預かり事業を実施するために必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(補助対象者等)

第3条 この要綱による大津市一時預かり事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる一時預かり事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者（補助対象事業を実施する施設又は事業所を開設しようとする者を含む。）とする。

- (1) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第36条の35第1号に規定する一般型一時預かり事業（以下「一般型一時預かり事業」という。）
- (2) 省令第36条の35第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業（以下「幼稚園型一時預かり事業」という。）
- (3) 省令第36条の35第3号に規定する余裕活用型一時預かり事業（以下「余裕活用型一時預かり事業」という。）

2 補助対象者は、一般型一時預かり事業にあつては省令第36条の35第1号に定める基準を、幼稚園型一時預かり事業にあつては省令附則第56条第1項において読み替えて適用する省令第36条の35第2号に定める基準を、余裕活用型一時預かり事業にあつては省令第36条の35第3号に定める基準を遵守しなければならない。

3 補助対象者は、補助対象事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができるものとし、その負担方法及び額をあらかじめ定めなければならない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、人件費、給食費その他の補助対象事業の実施に要する経費（以下「運営費」という。）並びに補助対象事業を実施する施設又は事業所（以下「施設等」という。）を開設しようとする場合における改修費及び備品購入費（余裕活用型一時預かり事業にあつては、備品購入費に限る。以下「開設準備経費」という。）とする。

2 運営費に係る補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 一般型一時預かり事業 次のアからウまでに掲げる利用乳幼児の区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア イ及びウに掲げる者以外の者 1年度につき、施設等1か所当たり、別表1に掲げる年間延べ利用乳幼児数（イ及びウに掲げる者を除く。）の区分に応じ、それぞれ別表1に定める額（日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に事業を実施し、かつ、1日9時間以上事業を実施する場合にあつては、当該定める額に1,150,000円を加算した額）

イ 緊急一時預かり対象者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであつて、同法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者を利用していない乳幼児をいう。） 1人当たり日額4,400円

ウ 特別支援児童（施設等が前条第2項の基準（以下「職員配置基準」という。）による職員の数を超えて職員を配置して受け入れる障害児又は多胎児（多胎児にあつては、定員を超えて受け入れる者に限る。）であつて、市長が特に認める者をいう。） 1人当たり日額3,600円

(2) 幼稚園型一時預かり事業 次のア及びイに掲げる利用児童の区分に応じ、当該ア及びイに定める額
ア イに掲げる者以外の者 別表2に定める区分に応じた単価に年間延べ利用児童数（在園児分に限る。）を乗じて得た額に別表3に定める保育体制充実加算及び就労支援型施設加算を合計した額
イ 特別な支援を要する児童（施設等が職員配置基準を超えて職員を配置して受け入れる障害児（在園児に限る。）であつて、市長が特に認める者をいう。） 1人当たり日額4,000円

(3) 余裕活用型一時預かり事業 1年度につき、施設等1か所当たり、2,400円に年間延べ利用乳幼児数を乗じて得た額

3 前項の規定により算定した補助金の額が、運営費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額を超えるときは、当該額をもって補助金の額とする。

4 開設準備経費に係る補助金の額は、施設等1か所につき、年額4,000,000円の範囲内で市長が必要と認める額とする。

（交付申請書）

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市一時預かり事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類（開設準備経費に係る補助金の申請をする者にあつては、第2号に掲げる書類に限る。）を添付しなければならない。

- (1) 一時預かり事業計画書
- (2) 一時預かり事業経費明細書
- (3) 一時預かり事業利用児童数調書

（決定通知書）

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市一時預かり事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市一時預かり事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市一時預かり事業費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市一時預かり事業費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市一時預かり事業費補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市一時預かり事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の大津市一時預かり事業費補助事業変更承認申請書には、変更後の内容に係る次に掲げる書類（開設準備経費に係る補助金の申請をする者にあつては、第1号に掲げる書類に限る。）を添付しなければならない。

- (1) 一時預かり事業経費明細書
- (2) 一時預かり事業利用児童数調書

(承認通知書等)

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市一時預かり事業費補助事業変更承認決定通知書(様式第8号)若しくは大津市一時預かり事業費補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号)又は大津市一時預かり事業費補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)若しくは大津市一時預かり事業費補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告書)

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市一時預かり事業費補助事業実績報告書(様式第12号)とする。

2 前項の実績報告書には、一時預かり事業結果書を添付しなければならない。

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から10日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

(確定通知書)

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市一時預かり事業費補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市一時預かり事業費補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(事前交付請求に係る交付請求書)

第13条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市一時預かり事業費補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(取消通知書)

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市一時預かり事業費補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市一時預かり事業費補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後5年間、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿や日々の利用児童数、利用の事由等の実施状況に関する書類を備え付けておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 一時的保育事業実施要綱(平成4年1月7日制定)は、平成10年3月31日をもって廃止する。

3 この要綱は、国の子ども・子育て支援交付金(一時預かり事業を対象事業として交付されるものに限る。)の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月29日から施行し、改正後の大津市保育所一時保育推進事業費補助金交付要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年9月22日から施行し、改正後の大津市保育所一時保育推進事業費補助金交付要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年9月28日から施行し、改正後の大津市保育所一時保育推進事業費補助金交付要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年9月14日から施行し、改正後の大津市保育所一時預かり事業費補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行し、改正後の大津市保育所一時預かり事業費補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行し、改正後の大津市一時預かり事業費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行し、改正後の大津市一時預かり事業費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行し、改正後の大津市一時預かり事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月15日から施行し、改正後の大津市一時預かり事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行し、改正後の大津市一時預かり事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月16日から施行し、改正後の大津市一時預かり事業費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

別表1 (第4条関係)

| 年間延べ利用児童数区分 | 補助基準額 |
|--------------------|-------------|
| 300人未満 | 2,751,000円 |
| 300人以上900人未満 | 3,051,000円 |
| 900人以上1,500人未満 | 3,267,000円 |
| 1,500人以上2,100人未満 | 4,719,000円 |
| 2,100人以上2,700人未満 | 6,171,000円 |
| 2,700人以上3,300人未満 | 7,623,000円 |
| 3,300人以上3,900人未満 | 9,075,000円 |
| 3,900人以上4,500人未満 | 10,527,000円 |
| 4,500人以上5,100人未満 | 11,979,000円 |
| 5,100人以上5,700人未満 | 13,431,000円 |
| 5,700人以上6,300人未満 | 14,883,000円 |
| 6,300人以上6,900人未満 | 16,335,000円 |
| 6,900人以上7,500人未満 | 17,787,000円 |
| 7,500人以上8,100人未満 | 19,239,000円 |
| 8,100人以上8,700人未満 | 20,691,000円 |
| 8,700人以上9,300人未満 | 22,143,000円 |
| 9,300人以上9,900人未満 | 23,595,000円 |
| 9,900人以上10,500人未満 | 25,047,000円 |
| 10,500人以上11,100人未満 | 26,499,000円 |
| 11,100人以上11,700人未満 | 27,951,000円 |
| 11,700人以上12,300人未満 | 29,403,000円 |
| 12,300人以上12,900人未満 | 30,855,000円 |
| 12,900人以上13,500人未満 | 32,307,000円 |
| 13,500人以上14,100人未満 | 33,759,000円 |
| 14,100人以上14,700人未満 | 35,211,000円 |
| 14,700人以上15,300人未満 | 36,663,000円 |
| 15,300人以上15,900人未満 | 38,115,000円 |
| 15,900人以上16,500人未満 | 39,567,000円 |
| 16,500人以上17,100人未満 | 41,019,000円 |
| 17,100人以上17,700人未満 | 42,471,000円 |
| 17,700人以上18,300人未満 | 43,923,000円 |
| 18,300人以上18,900人未満 | 45,375,000円 |
| 18,900人以上19,500人未満 | 46,827,000円 |
| 19,500人以上20,100人未満 | 48,279,000円 |

※ 年間延べ利用児童数が20,100人以上である場合にあっては、別途定める。

別表2（第4条関係）

| 区分 | | 補助基準額 |
|---|------------------------------------|---|
| 平日 | 基本分（教育時間を超過し、一時預かりの実施時間との合計が8時間以内） | 年間延べ利用児童数2,000人超の施設 400円 |
| | | 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 (1,600,000÷年間延べ利用児童数) - 400円 (10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) |
| | 超過時間 | 2時間未満 150円 |
| | 2時間以上3時間未満 300円 | |
| 3時間以上 450円 | | |
| 長期休業日 (8時間未満) | 基本分（4時間実施） | 400円 |
| | 超過時間 | 2時間未満 100円 |
| | | 2時間以上3時間未満 200円 |
| | | 3時間以上 300円 |
| 長期休業日 (8時間以上) | 基本分（8時間実施） | 800円 |
| | 超過時間 | 2時間未満 150円 |
| | | 2時間以上3時間未満 300円 |
| | | 3時間以上 450円 |
| 休日 | 基本分（8時間実施） | 800円 |
| | 超過時間 | 2時間未満 150円 |
| | | 2時間以上3時間未満 300円 |
| | | 3時間以上 450円 |
| 上記区分における補助基準額に基づき算定された補助交付申請額に対する基本分（超過時間及び長期休業日（8時間以上）を除く。）の補助金交付額については、一施設当たり年額10,223,000円を上限とする。 | | |

別表3（第4条関係）

| | |
|-----------|---|
| 保育体制充実加算Ⅰ | 補助基準額 2, 892, 400円 |
| 保育体制充実加算Ⅱ | 補助基準額 1, 446, 200円 |
| 就労支援型施設加算 | 補助基準額 1, 383, 200円（専任で配置する事務職員の配置月数が6月に満たない場合には一施設当たり年額691, 600円） |

備考

- 1 保育体制充実加算Ⅰは、次の各号のいずれにも該当する施設等に適用する。
 - (1) 次のア又はイのいずれかに該当する施設等
 - ア 平日及び長期休業中において、原則として11時間以上（平日にあつては、教育時間を含む。）の幼稚園型一時預かり事業を実施しているもの
 - イ 平日及び長期休業中において、原則として9時間以上（平日にあつては、教育時間を含む。）、かつ、休日等において1年度当たり40日以上幼稚園型一時預かり事業を実施しているもの
 - (2) 次のア及びイのいずれにも該当する施設等
 - ア 年間延べ利用乳幼児数が2, 000人を超えるもの
 - イ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第2号ロ（同令附則第56条第1項において読み替えて適用する場合を含む。）及びハの規定により配置する職員（以下「教育・保育従事者」という。）を全て保育士の資格を有する者又は幼稚園教諭の普通免許状を有する者とし、かつ、当該教育・保育従事者の数が2人を下回らないもの
- 2 保育体制充実加算Ⅱは、前項第1号に掲げる施設等であつて、次の各号のいずれにも該当するものに適用する。
 - (1) 年間延べ利用乳幼児数が2, 000人を超えるもの
 - (2) 教育・保育従事者のおおむね2分の1以上を保育士の資格を有する者又は幼稚園教諭の普通免許状を有する者とし、かつ、当該教育・保育従事者の数が2人を下回らないもの
- 3 就労支援型施設加算は、次の各号のいずれにも該当する施設等に適用する。
 - (1) 平日及び長期休業中において、8時間以上（平日にあつては、教育時間を含む。）の幼稚園型一時預かり事業を実施していること。
 - (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第42条に規定する連携施設であること。
 - (3) 事務職員を専任で配置していること。

大津市一時預かり事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

名称

代表者名

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市一時預かり事業費補助金の交付について次のとおり申請します。

| | |
|---------------------------|--|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市一時預かり事業費補助事業 |
| 補助事業の目的及び内容 | |
| 補 助 事 業 の 経 費 所 要 額 | 円 |
| 交 付 申 請 額 (内 訳) | 円 |
| 補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日 | 着 手 年 月 日 完 了 年 月 日 |
| 添 付 書 類 | (1) 一時預かり事業計画書 (2) 一時預かり事業経費明細書 (3) 一時預かり事業利用児童数調書 |

大津市一時預かり事業費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付けで申請のあった大津市一時預かり事業費補助金の交付について、次のとおり

決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

| | |
|---------------|--|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市一時預かり事業費補助事業 |
| 補助事業の目的及び内容 | 交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。 |
| 交 付 決 定 金 額 | 円 |
| 交 付 条 件 | (1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (4) 前各号に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命じることがある。 |

注1 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

2 交付条件の項については、国の子ども・子育て支援交付金の交付条件を勘案して必要な条件を追記する。

様式第3号（第6条関係）

大津市一時預かり事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市一時預かり事業費補助金について、次のとおり交付し

ないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

| | |
|--------------------------------|-----------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市一時預かり事業費補助事業 |
| 補助事業の目的及び内容 | 交付申請書記載のとおり |
| 交 付 申 請 金 額 | 円 |
| 交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由 | |

様式第4号（第7条関係）

大津市一時預かり事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市一時預かり事業費補助金につ

いて、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

| | |
|-----------------|-----------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市一時預かり事業費補助事業 |
| 交 付 決 定 金 額 | 円 |
| 取 消 金 額 | 円 |
| 取消し後の交付決定金額 | 円 |
| 取 消 し を し た 理 由 | |

様式第5号（第7条関係）

大津市一時預かり事業費補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市一時預かり事業費補助金につ

いて、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

| | |
|--|-----------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市一時預かり事業費補助事業 |
| 交 付 決 定 金 額 | 円 |
| 決 定 内 容 又 は こ れ に 付 し た 条 件 を 変 更 す る 内 容 | |
| 変 更 を し た 理 由 | |

大津市一時預かり事業費補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

名称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市一時預かり事業費

補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

| | |
|---------------------|--|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市一時預かり事業費補助事業 |
| 補 助 事 業 の 変 更 の 内 容 | 円 |
| 変 更 す る 理 由 | |
| 変 更 の 年 月 日 | 年 月 日 |
| 添 付 書 類 | (1) 一時預かり事業経費明細書 (2) 一時預かり事業利用児童数調書 |

大津市一時預かり事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

名称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市一時預かり事業費

補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり

申請します。

| | |
|--------------------|--|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市一時預かり事業費補助事業 |
| 中 止（ 廃 止 ） す る 理 由 | |
| 中 止（ 廃 止 ） の 年 月 日 | 年 月 日 |
| 添 付 書 類 | (1) 一時預かり事業経費明細書 (2) 一時預かり事業利用児童数調書 |

様式第 8 号（第 9 条関係）

大津市一時預かり事業費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市一時預かり事業費補

助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知
します。

| | |
|-----------------|-----------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市一時預かり事業費補助事業 |
| 承 認 し た 変 更 内 容 | |
| 承認に係る事業の変更年月日 | 年 月 日 |

様式第9号（第9条関係）

大津市一時預かり事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市一時預かり事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

| | |
|---------------|-----------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市一時預かり事業費補助事業 |
| 中止（廃止）の承認年月日 | 年 月 日 |

様式第10号（第9条関係）

大津市一時預かり事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市一時預かり事業費補

助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項

の規定により通知します。

| | |
|--------------------------------|-----------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市一時預かり事業費補助事業 |
| 補 助 事 業 の 変 更 の 内 容 | |
| 承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由 | |

様式第11号（第9条関係）

大津市一時預かり事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市一時預かり事業費補

助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13

条第2項の規定により通知します。

| | |
|--------------------------------|-----------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市一時預かり事業費補助事業 |
| 承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由 | |

大津市一時預かり事業費補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

名称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市一時預かり事業費

補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

| | |
|--|------------------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市一時預かり事業費補助事業 |
| 補 助 事 業 の 着 手 年 月 日 及 び 完 了 年 月 日 | 着 手 年 月 日 完 了 年 月 日 |
| 交 付 決 定 金 額 | 円 |
| 補 助 金 の 既 交 付 金 額 | 円 |
| 補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補 助 対 象 金 額) | 円 |
| 添 付 書 類 | 一時預かり事業結果書 |

大津市一時預かり事業費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市一時預かり事業費補助事業について、次のとおり保育所一時預かり事業費補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

| 補 助 年 度 | 年 度 |
|--|-----------------|
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市一時預かり事業費補助事業 |
| 交 付 決 定 金 額 | 円 |
| 補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補 助 対 象 金 額) | 円 |
| 交 付 確 定 金 額 | 円 |

大津市一時預かり事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

名称

代表者名

印

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市一時預かり事業費補助金に

ついて、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

| | |
|---------------|-----------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市一時預かり事業費補助事業 |
| 交 付 確 定 金 額 | 円 |
| 交 付 請 求 金 額 | 円 |
| 添 付 書 類 | |

大津市一時預かり事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

名称

代表者名

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市一時預かり事業費補助金に

ついて、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前一括(分割)して交付を請求します。

| | |
|-----------------------------|-----------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市一時預かり事業費補助事業 |
| 交 付 決 定 金 額 | 円 |
| 補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由 | |
| 補 助 金 の 既 交 付 金 額 | 円 |
| 交 付 請 求 金 額 | 円 |
| 添 付 書 類 | |

大津市一時預かり事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市一時預かり事業費補助金につ

いて、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知しま
す。

| 補 助 年 度 | 年 度 |
|-------------------------------|-----------------|
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市一時預かり事業費補助事業 |
| 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額 | 円 |
| 取 消 金 額 | 円 |
| 取 消 し 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額 | 円 |
| 取 消 し を し た 理 由 | |

大津市一時預かり事業費補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市一時預かり事業費補助金につ

いて、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

| | |
|------------------------------------|-----------------|
| 返 還 金 | 円 |
| 返 還 理 由 | |
| 返 還 期 限 | 年 月 日 まで |
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市一時預かり事業費補助事業 |
| 交 付 決 定 金 額 | 円 |
| 補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日 | 円 年 月 日 |
| 交 付 確 定 金 額 | 円 |

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。